

## 労働分野における化学物質のリスク評価を巡る国内外の動き

### I. 第11次労働災害防止計画（平成20年～平成24年）（抜粋）

#### 1 計画のねらい

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものである。事業場の生産活動を優先するあまり、労働者の安全と健康の確保がおろそかになってはならないことであり、事業者をはじめとする関係者は、常に労働者の安全と健康の確保を優先しなければならない。労働者自身もこのことを十分に理解し、安全衛生に関わる活動に積極的に取り組み、協力しなければならない。

労働者の安全と健康の確保を目的とする労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においては、事業者が遵守すべき最低基準を義務として示すだけでなく、積極的に労働者の安全と健康を確保する措置を講ずることを求め、また、労働者に対しても必要な事項の遵守や事業者の安全衛生に関する措置への協力に努めなければならないとしている。

労働災害防止を図るためにには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。このため、国は、労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、自ら今後とるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を示し、その自主的活動を促進することとしているところであり、今般、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする労働災害防止計画を策定するものである。

事業者、労働者をはじめ、関係者においては、本計画の趣旨、対策の内容等を理解し、自ら積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められる。

#### 2 労働災害を巡る動向

##### （1）産業・就業構造、産業現場等の変化

近年の労働災害の発生状況については、産業構造、就業構造、産業現場の変化等が大きな影響を及ぼしている。

産業構造については、1990年代後半からの景気の低迷に伴う製造業の生産活動の減退、建設事業の縮小等の一方で、国民生活の多様化等により、サービス業等の第三次産業の拡大が進んでいる。

就業構造においては、産業構造の変化に伴い、業種ごとの労働者の増減が生じており、非正規雇用の拡大による就業形態の多様化、労働時間分布の長短二極化等が認められる。また、定年年齢の引上げ等により、高年齢労働者が増加し、その就業率は高まっている。さらに、女性の雇用者数は増加傾向にあり、少子化への対応の観点からも、母性健康管理が重要となっている。

一方、産業現場においては、生産工程の多様化、複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入される等、事業場内の危険・有害性が多様化している。

化学物質については、国内外での有害性に係る知見を踏まえて、有害性の評価等を行い、遅滞なく必要な規制を進めていく必要があるとともに、規制等の国際的な動向への対応も必要となっている。さらに、人体に有害なおそれのある化学物質については、近年、有害性が完全に証明されていない時点でも予防的に必要な措置を取るという考え方が国際的にも重視されてきている。

(中略)

## (2) 現状分析及び課題

(中略)

### イ 労働者の健康を巡る状況等

(中略)

### (ウ) 化学物質等による健康障害の発生状況

化学物質による職業性疾病は、年間約300件と横ばいが続いている。また、一酸化炭素などによる急性中毒で死亡する事案も依然として発生している。

石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数は、平成18年度には約1,800件と増加している。また、今後も石綿を使用した建築物の解体作業等の増加が予想されることから、これらの作業に従事する労働者の石綿による健康障害の発生が懸念される。

(中略)

## 3 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

本計画における安全衛生対策については、労働災害全体を減少させるためのリスク低減及び重篤な労働災害の防止という二つの観点から取り組むとともに、目標の設定、計画的な実施等により的確な推進を図ることとする。

### (1) 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。

(中略)

## 4 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5か年計画とする。ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

## 5 計画の目標

### (1) 目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すために、次の目標を設定する。国、事業者、労働者をはじめとする関係者は、それぞれの立場で、目標達成に向けて積極的に取り組むこととする。

なお、平成24年までの間、これらの目標に向けた逐年での減少等を図る。

ア 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。

イ 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

## (2) 重点対策及びその目標

本計画において特に重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策等について、以下のとおり定める。

(中略)

イ 化学物質における「危険性又は有害性等の調査等」について、化学物質等安全データシート（以下「MSDS」という。）等を活用することにより、その実施率を着実に向上させること。

カ 化学物質による健康障害の防止について、化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図るなど必要な措置を講ずることにより、特定化学物質及び有機溶剤による中毒、一酸化炭素中毒等の化学物質による職業性疾病の減少を図ること。

## 6 計画における労働災害防止対策

### (1) 自主的な安全衛生活動の促進

ア 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進

(中略)

(イ) 機械の製造者、化学物質の譲渡・提供者等による情報提供の促進機械については、製造者が「危険性又は有害性等の調査等」を実施し、対策を講じた機械への表示及び機械の譲渡時における「危険性又は有害性等の調査等」の結果を含む使用上の情報の提供を促進する制度について検討を行う。

化学物質については、MSDSの交付による化学物質の危険有害性情報等の提供や化学設備等の改造等の作業を外注する際の注文者による請負業者への情報の提供の徹底を図る。

エ 情報の共有化の推進等

労働災害事例、化学物質の危険有害性等の情報を広く提供し、関係者がこれらの情報を共有できるようにすること等により、企業等における労働災害防止対策の充実を図るとともに、労働災害防止の重要性等について国民、企業の認識を高め、業界団体、企業等の積極的な労働災害防止活動への取組を促進する。(6)

(中略)

## (6) 化学物質対策

### ア 化学物質による労働災害の防止対策

#### (ア) 危険性又は有害性等の調査等の普及促進

M S D S 等を活用した化学物質に係る「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。このための基盤として、危険性又は有害性があるとされている物質について、海外の動向も踏まえ、計画的に化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（G H S）に基づく分類を行い、モデルM S D S の作成を行うとともに、表示対象物質及び文書交付対象物質の拡大について検討し、その推進を図る。

また、事例集の作成、研修の実施、モデル事業場の選定等の支援を行う。

#### (イ) 化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底

特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等の化学物質による健康障害を防止するため、作業主任者の選任及び職務遂行の徹底等、法令に定める措置の徹底を図るとともに、安全衛生教育の促進を図るなど、必要な措置を講ずる。

#### (ウ) 作業環境管理の一層の推進

作業環境中の種々の有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するため、適切に作業環境測定を行い、結果の評価を行うとともに、その評価結果に基づき、事後措置を徹底することにより、作業環境管理の一層の推進を図る。

### イ 化学物質管理対策

#### (ア) リスク評価に基づく化学物質管理の一層の推進

発がんのおそれがある物質等については有害物ばく露作業報告制度等に基づき、国においてリスク評価を行い、リスクが高いとされた化学物質等については順次規制を行うとともに、規制と自主管理の適切な組合せによる化学物質管理を一層推進する。

新規化学物質の有害性調査や、国による有害性調査の結果、動物に対する発がん性等が判明した物質については、健康障害を防止するための対策について指導を行う。

#### (イ) 国際動向を踏まえた化学物質管理の在り方の検討及びその推進

化学物質管理については、全世界的な課題として捉え、国際的なよって、化学物質管理の在り方については、2002 年の持続可能な開発に関する世界サミット(W S S D)における長期的な化学物質管理に関する国際合意、その目標実現のための「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(S A I C M)」、「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(R E A C H)」等の国際的な動向を踏まえ、官民の役割分担を含め検討を行い、対応を進める。

# 第11次労働災害防止計画における 主な対策

## 1 自主的な安全衛生活動の促進

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進
- 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
- 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
- 情報の共有化の推進等

## 2 特定災害対策

- 塵肺災害防止対策
- 東京・阪神淡路大震災防止対策
- 交通安全災害防止対策
- 電気・火災災害防止対策

## 3 労働災害予防機関対策

- 労組法対応
- 建設業対策
- 海上貨物運送業対策
- 林業対応
- 第三次産業対策
- その他の中核的対策

## 4 職業性疾病等の予防対策

- 粗じん障害防止対策
- はねじり症対策
- 吸血・駆除害防止対策
- 熱中症予防対策及び熱射線による障害防止対策
- その他職業性疾患等の予防対策

## 5 石綿障害予防対策

- 全面禁止の徹底等
- 堅体作業場におけるばく露防止対策の徹底
- 職業者の健康管理対策の推進

## 6 化学物質対策

- 化学物質による労働災害の防止対策
- 化学物質管理

## 7 メンタルヘルス対策及び 品種分野による 労働災害防止対策

- メンタルヘルス対策
- 労働分野による労働災害防止対策

## 8 労働保護活動、組織づくりO&G や労働環境づくり対策

- 労働保護活動の活性化
- 組織づくり対策
- 労働環境づくり対策

## 9 安全衛生管理対策の 強化について

- 安全衛生教育の効率的な推進等
- 中小規模事業に対する対策
- 労働者派遣の多様化等に関する対策
- 高年齢労働者問題等の推進
- グローバル化への対応

## 10 効率的・効果的な施策の 推進について

- 労働災害防止のための評議会等
- 労働における労働災害等の調査研究の推進
- 労働環境との連携等
- 安全管理の効果の分析・評価等

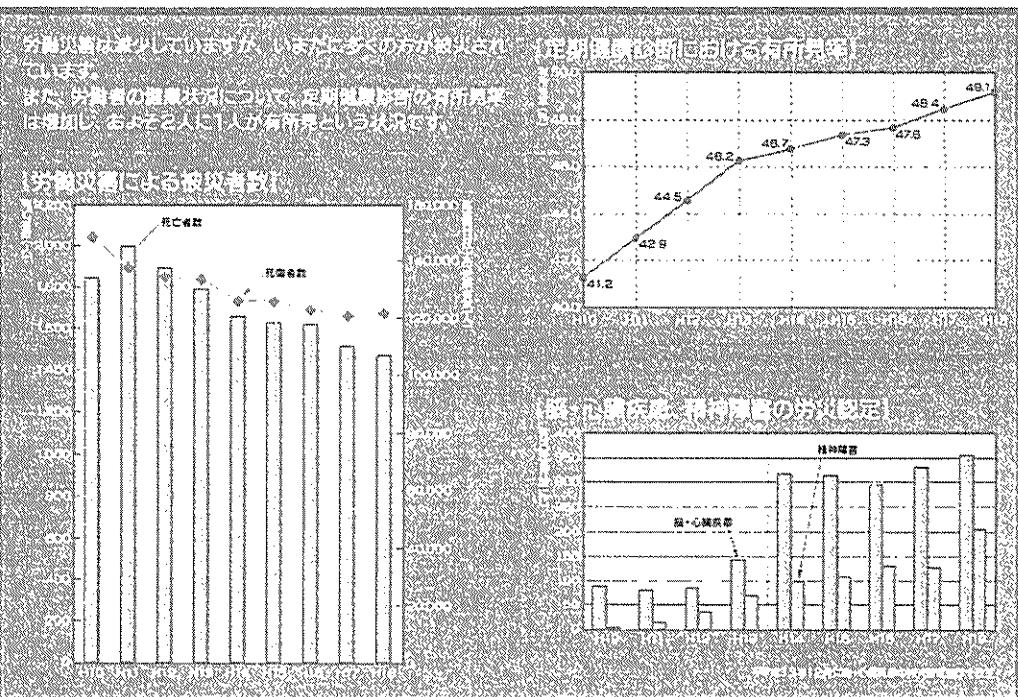
# 第11次労働災害防止計画

## 労働者の安全と健康を守り 労働災害を減らすための計画です

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものです。

このため厚生労働省では、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって総合的かつ計画的に労働災害防止対策に取り組むことができるよう労働安全衛生法の規定に基づいて本計画を策定しました。

本計画では、平成20年度から平成24年度までの5年間に実施すべき主な取組を示しており、職業病、労災等をはじめとする関係者は各自の専門的対策を推進し、安全衛生水準の向上に努めることが求められます。



厚生労働省

(ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>)

# 第11次労働災害防止計画の目標と重点対策

3つの目標

- ①死者者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
- ②死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
- ③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

## 計画における安全衛生対策に係る 基本的な考え方

## 8つの重点対策

第11次労働災害防止計画では、8つの重点対策を定め、対策ごとの目標を設定して取組をすすめることとしています。

### 1 リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

④作業内容等に即した具体的な実施方法を公表し、普及を図る ⑤事業場内外の人材養成を促進する

### 2 化学物質におけるリスクアセスメント及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

⑥化学物質等安全データシート(MSDS)等の活用を図る

### 3 機械災害の防止

【目標】機械災害を更に減少させる

⑦労働災害が多発又は重複度の高い労働災害が発生している機械等の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

### 4 墜落・転落災害の防止

【目標】墜落・転落災害を更に減少させる

⑧災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

### 5 粉じん障害の防止

【目標】じん肺新規有所見者数を減少させる

⑨トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進する

### 6 化学物質による健康障害の防止

【目標】化学物質による職業性疾病を減少させる

⑩化学物質に係る有効業務における作業主任者の選任・職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図る

### 7 健康診断の推進

【目標】健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

⑪労働者の自主的な取組を促進する

⑫健康診断結果に基づく措置を実施する

⑬高齢者医療保険法に基づく医療保険者から行う指針と連携する

### 8 メンタルヘルス対策の推進

【目標】メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

⑭過重労働による健康障害防止対策を講じる

⑮労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等を実施する

⑯事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進する

## II. 「労基則別表第1の2第4号8」(化学物質等)に係る労災補償状況

各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(單位：人)

発症原因及び疾病名	年 度								総計
	53～ 12	13	14	15	16	17	18	19	
28 ケテンガスによる中毒	1								1
29 メタノールによる接触性皮膚炎	1								1
30 メタノールによる爪甲剥離	1								1
31 エタノールによる湿疹、紅皮症、接触皮膚炎	1						1		2
32 エタノールによる急性鼻咽頭炎	1								1
33 アリルアルコールによる薬傷	1								1
34 イソプロピルアルコールによる薬物アレルギー、過敏性肺臓炎	2						1		3
35 蟻酸による接触皮膚炎	1								1
36 酢酸による化学熱傷	9								9
37 醋酸による角膜炎	1						1		2
38 硅酸メチルによる角膜腐食	1				2				3
39 亜硝酸メチル中毒	1								1
40 亜硝酸ガスによる中毒	1								1
41 塩化メチレン中毒	1								1
42 塩化メチレンによる薬傷	1				1				2
43 塩化シアヌルによる気道薬傷	1								1
44 メチルエチルケトンによる中毒	2								2
45 メチルエチルケトンによる皮膚炎	1								1
46 フロンガスによる肝障害	7						10		17
47 六弗化セレンによる肺炎	1								1
48 アセトニトリルによる中毒	1		1						2
49 ジシクロヘキシルカルボジアミドによる角膜浸潤	1								1
50 パラアニシジンによるメトヘモグロビン血症	2								2
51 トリクロロメチルクロロホーメートによる中毒（急性肺水腫）	1								1
52 N-フェニルマレイミドによる薬傷（熱傷）	1								1
53 パラクロールアニリンによるメトヘモグロビン血症	5								5
54 5-ニトロ-2-メチルアニリンによる肝障害	5								5
55 アクリル酸エチルエステルによる接触皮膚炎	1								1
56 トリフェニルスズフタベートによる化学熱傷	1								1
57 オルトクロルニトロベンゼンによる急性メトヘモグロビン血症	2								2
58 P-ニトロベンゾニトリルによる中毒	1								1
59 t-ブチルジメチルクロルシランによる中耳炎	1								1
60 2,2-ジブロモ-2-ニトロエタノールによる化学熱傷、皮膚壊死	1								1

発症原因及び疾病名	年 度									総計
	53～ 12	13	14	15	16	17	18	19		
61 4-クロロ-2-アミノフェノールによる接触皮膚炎	1									1
62 トリメトキシシランによる角膜びらん	3									3
63 フェニルヒドラジン中毒	1									1
64 パラニトロトルエンによるメトヘモグロビン血症	1									1
65 トルヒドロキノンによる中毒性表皮壊死傷	1									1
66 ヘキサメチレンジアミンによるアルカリ腐蝕	1									1
67 N・N-ジシクロヘキシルカルボジイミドによる皮膚炎	1									1
68 モノクロロアセトアルデヒド(MCAD)による化学熱傷	1									1
69 フォックソルベント(炭化水素)の誤燕性肺炎	1									1
70 メチレンビスチオシアネートによる薬傷	1									1
71 2-クロロ-4, 6-ジメトキシ-1, 3, 5-トリアジン(CDMT)による接触皮膚炎、中毒疹等	3									3
72 プロピオン酸ジョサマイシンによる接触皮膚炎	1									1
73 ニッケル液(メッキ溶液)による接触皮膚炎	1									1
74 Sマイトイ水溶液(アルカリ)による両眼化学傷	1									1
75 ケイフッ素酸溶液(電解液)による皮膚粘膜障害	1									1
76 サリンによる中毒	32									32
77 PXCL2(a, a'ジクロロパラキシレン)による炎症	1									1
78 IIN1T2による接触皮膚炎	1									1
79 3, 4-オルトリレンジアミンによる中毒疹	1									1
80 エトキシメチレンマロン酸ジエチルエステルによる中毒疹			2							2
81 塩化カルシウムによる皮膚障害				1						1
82 アルシンガス(ヒ素化合物)による中毒					1					1
83 ジルコニウムに引火した際に発生したガスを吸引したことによる上気道炎等				1						1
84 バリウムによる虫垂炎、気管支喘息等					1					1
85 クルタルアルデヒドによる食欲不振					1					1
86 メチルエチルケトンパーオキサイドによる熱傷					1					1
87 アルミン酸ソーダによる化学熱傷					1					1
88 フッ化アンモニウムによる薬傷						1				1
89 アクリルガス中毒症						1				1
90 良性石綿胸水					3	2	17	9	31	
91 びまん性胸膜肥厚					1	3	19	17	40	
92 エチレンジアミンによる化学熱傷						1				1
93 イソシアヌ酸シクロヘキシルによる角膜化学腐蝕						1				1

発症原因及び疾病名	年 度									総計
	53～ 12	13	14	15	16	17	18	19		
94 イソシアネートガスによる間質性肺炎（イソシアネート肺炎）						1				1
95 DMSO(ジメチルスルホキシド)による中毒						1				1
96 SDS(ラウリル硫酸ナトリウム)吸引による急性気管支炎等						1				1
97 1ブロモプロパン中毒								1		1
98 2-クロロビリジンによる急性肝炎							1			1
99 4フッ化メタンによる化学熱傷							1			1
100 インジウムによる間質性肺炎								1		1
101 クロロシランによる化学熱傷								1		1
102 硫酸亜鉛による化学損傷								1		1
103 エチレンオキサイドガス中毒								1		1
104 その他	80	3								83

(参考)

## 業務上疾病の関係法令等

### ○労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（療養補償）

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

### ○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）（抄）

別表第1の2（第35条関係）

一 業務上の負傷に起因する疾病（略）

二 物理的因素による次に掲げる疾病（略）

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病（略）

### 四 化学物質等による次に掲げる疾病

1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの

2 フッ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すす、鉛物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患

4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患

7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症

8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病（略）

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 四-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 四-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 8 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
- 10 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん
- 11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 16 硅素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機硅素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 17 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 18 1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

九 その他業務に起因することの明らかな疾病

○労働基準法施行規則別表第1の2第4号に基づき、労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに労働大臣が定める疾病を定める告示（平成8年労働省告示第33号）（4ページ以降参照））

○労働基準法施行規則別表第1の2第8号に基づき、労働大臣の指定する疾病を定める告示（昭和56年労働省告示第7号）

- 一 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患
- 二 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん
- 三 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

### III. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布について

平成21年5月20日  
厚生労働省  
経済産業省  
環境省

本日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

#### 1. 改正の趣旨

- i. 近年、安全・安心についての関心が高まる中、国民の化学物質に対する懸念も広がっている。国際的にも、すべての化学物質による人及び環境への影響を最小化することが環境サミットで合意されている。その後、欧洲ではすべての化学物質を対象とした規制が平成19年に施行されるなど、化学物質管理を巡る状況は大きく変化しつつある。
- ii. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法)は、昭和48年の制定以降に新たに流通した化学物質については厳しい事前審査を実施してきた。他方、同法制定以前から市場に存在する化学物質(既存化学物質)については、国自ら安全性評価を行い、必要に応じて同法による規制措置を講じてきたが、すべての物質を評価するには至っていない。
- iii. そのため、既存化学物質の製造・輸入を行う事業者に毎年度その数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、安全性評価を着実に実施し、我が国における厳格な化学物質管理をより一層推進する必要がある。また、今次改正によって格段に集積される情報を関係省庁間で共有し、各法令に基づく化学物質規制をより効果的なものとする。
- iv. 加えて、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の規制対象に追加される物質について、国内実施法である従来の化学物質審査規制法では、条約で許容される例外的使用に対応した規定がなされていない。そのため、このような国際的な不整合を解消し、合理的な審査・規制体系を構築する。

#### 2. 改正の概要

##### (1) 既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入

- i. 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量(1トンを予定)以上の製造・輸入を行った事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課す。
- ii. 上記届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定する。(「優

先評価化学物質」の新設に伴い、「第二種監視化学物質」「第三種監視化学物質」は廃止する。)

- iii. 必要に応じて、優先評価化学物質の製造・輸入事業者に有害性情報の提出を求めるとともに、取扱事業者にも使用用途の報告を求める。
- iv. 優先評価化学物質に係る情報収集及び安全性評価を段階的に進めた結果、人又は動植物への悪影響が懸念される物質については、現行法と同様に「特定化学物質」として製造・使用規制等の対象とする。
- v. これまで規制の対象としていた「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても対象とする。

## (2) 流通過程における適切な化学物質管理の実施

特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、取扱事業者に対して、一定の取扱基準の遵守を求めるとともに、取引に際して必要な表示を行う義務を課す。

## (3) 國際的動向を踏まえた審査・規制体系の合理化

ストックホルム条約の規制対象となる物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため第一種特定化学物質に係る規制の見直しを行う等、規制の国際整合化を行う。

※ 具体的な改正点については、別紙 (PDF 16KB) 参照。また、制度の詳細、安全性評価の方法等については、後日公表予定。

## 3. 施行期日

- 本日から1年を超えない範囲において政令で定める日(平成22年4月1日を予定)。【第1段階改正】
- ただし、上記2(1)のi.からiv.(すべての化学物質に係る製造・輸入数量等の届出、優先評価化学物質の指定、第二種・第三種監視化学物質の廃止等)については、本日から2年を超えない範囲において政令で定める日(平成23年4月1日を予定)。【第2段階改正】

※ 施行期日及び経過措置等の規定については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」(PDF 188KB)の附則を参照。

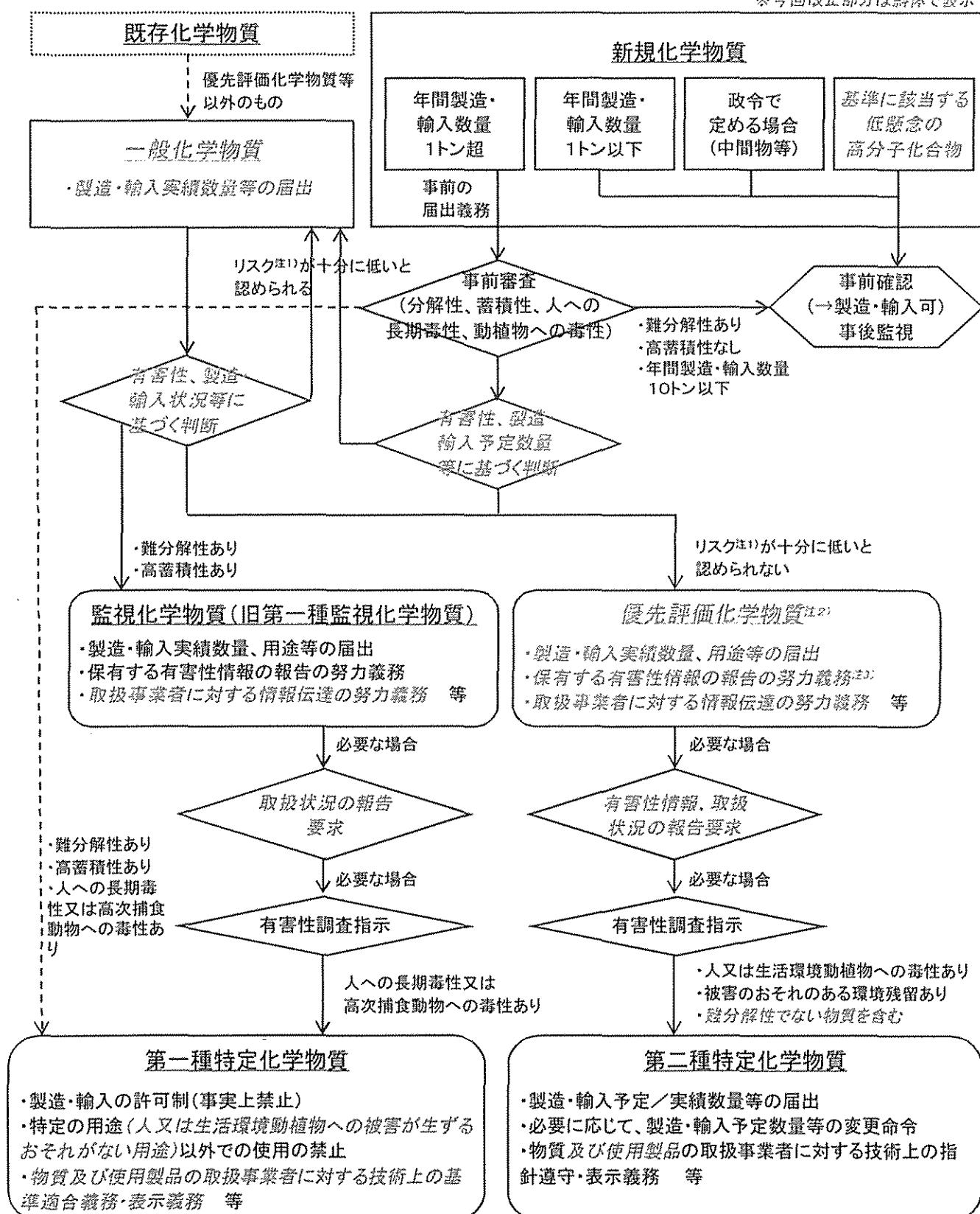
## 4. 改正後の化学物質審査規制法の全文

- 第1段階改正後の条文 (PDF 272KB)(平成22年4月1日施行予定)
- 第2段階改正後の条文 (PDF 276KB)(平成23年4月1日施行予定)

(参考資料)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律 (PDF 188KB)

## (参考)改正後の化学物質審査規制法の概要

※今回改正部分は斜体で表示



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。

注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。

注3) 第二種特定化学物質にも適用される。

注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)

注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)

## IV. 化学物質管理をめぐる国際動向

### WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット) 2002年ヨハネスブルグ

#### ●「実施計画」において、次を明記(パラ22)

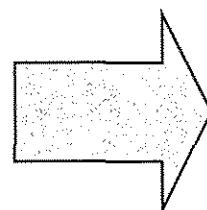
- ・ 化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
- ・ 2005年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチ(SAICM)を発展させる。



### SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)2006年2月国際化学物質管理会議

#### ●SAICMの関連文書

- ・ ハイレベル宣言(「ドバイ宣言」)(High-Level Declaration)  
2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されることを目標に掲げた、30項目からなる政治宣言文。
- ・ 包括的方針戦略(Overarching Policy Strategy)  
SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について記述した文書。
- ・ 世界行動計画(Global Plan of Action)  
SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップしたもの。



- ・ **項目107** 市場のあらゆる有害性物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシート(入手しやすく、読みやすく、分かりやすく、GHSを視野に入れたもの)を提供することを確実にする仕組みをつくるべき。(目標2008年)
- ・ **項目127** 製造業者、輸入業者、配合業者は、データを評価し、正確で信頼できる情報をユーザーに提供すべき。(目標2008年)
- ・ **項目128** 責任ある行政当局は、リスク評価の手法や管理手法の一般的枠組みを確立すべき。(目標2011～2015年)
- ・ **項目142** 国レベルでILOの安全作業プログラムの確立を推進し、ILO170号、174号及び184号条約の批准・実施すべき。(目標2006～2010年)
- ・ **項目148** 化学物質による労働現場の有害性を、特に化学物質のコントロール・バンディングのような簡単で実行可能な方法により除外すべき。(目標2006～2020年)

# V REACH(リーチ)の概要

REACH(Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)は、平成19年6月1日から新しくスタートした、歐州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度です。(注:農薬や医薬品は対象外)

## 目的

人の健康と環境の保護、歐州化学産業の競争力の維持向上など

## 特徴

以下の新たなアプローチが歐州の化学物質規制に導入されます

- ◆既存化学物質<sup>※1</sup>と新規化学物質の扱いを、ほぼ同等に変更
- ◆これまで政府が実施していたリスク評価を、事業者の義務に変更
- ◆サプライチェーン(流通経路)を通じた化学物質の安全性や取扱いに関する情報の共有を、双方向で強化
- ◆成形品に含まれる化学物質の有無(濃度)や用途についても、情報の把握を要求

【※1】既存化学物質とは、通常、化学物質規制が開始された時点では既に市場に流通していた化学物質のこととします。従来の規制においては、規制の導入以後に新たに製造又は上市される新規化学物質は有害性(又はリスク)の評価を事業者が実施することが義務付けられる一方、既存化学物質についてはリスク評価の実施は主に行政の役割とされていました。

## 概要

### ① 登録—Registration

- 年間の製造・輸入量が、事業者当たり1トンを超えている化学物質が対象  
(注:新規化学物質か既存化学物質かを問わない)
- 製造・輸入事業者は、登録のため歐州化学物質庁に以下の情報を提出
  - 技術書類一式(登録者情報、物質の特定、用途、分類・表示、有害性情報、安全な使用に関するガイダンス等)
  - 年間の製造・輸入量が事業者当たり10トン以上の化学物質については、化学物質安全性報告書(CSR)(有害性評価、リスク評価が必要)が追加的に必要
- 既存化学物質の登録は、事業者当たりの製造・輸入量の程度に応じて登録期限を設定(右図)

		登録のスケジュール					
歐州化学物質庁設立準備	既存化学物質予備登録	1-10t/y		10-100t/y		100-1000t/y	
		2007年6月1日	2008年6月1日	2008年12月1日	2010年11月30日	2013年5月31日	2018年5月31日

〔予備登録を行わない場合は、新規化学物質と同じ扱いになる〕

■ : 有害性評価のみ必要  
■ : 有害性評価及びリスク評価が必要  
REACH in briefを参考に環境省作成

## ② 評価——Evaluation

- 化学物質安全性報告書(CSR)の内容を行政庁が評価し、必要に応じ、追加試験の実施又は追加情報を事業者に要求
- 行政庁は、高懸念物質(SVHC)<sup>\*2</sup>で、ばく露があり、事業者当たり年間100トンを超える量が使用される物質から優先的に評価を実施

【※2】高懸念物質(SVHC)の対象は以下のとおりとされています。今後行政庁において具体的な物質リストが作成される予定です。

- ①一定程度以上の発ガン性・変異原性・生殖毒性物質(CMR物質)
- ②残留性、蓄積性、毒性を有する物質(PBT物質)
- ③残留性及び蓄積性が極めて高い物質(vPvB物質)
- ④上記以外の化学物質で、内分泌かく乱特性を有しており人の健康や環境に深刻な影響がありそうなもの(個別に特定)

## ③ 認可——Authorisation

- 高懸念物質(SVHC)を使用するには、事業者は、行政庁に申請して認可を得る必要あり  
(注:認可の有効期間はケースバイケース)
- 認可を有する事業者及び川下使用者は、上市前にラベル上に認可番号を記載する必要あり

## ④ 制限——Restriction

- 行政庁が実施したリスク評価の結果、リスク軽減措置が必要な場合には、製造、上市、使用を制限  
(注:この制度自体は現在の欧州の規制から基本的に変更なし)

## ⑤ サプライチェーンにおける情報伝達

- 化学物質・調剤(注:混合物、溶液等)の供給者は、川下使用者に対し、化学物質・調剤の情報を伝達する義務あり  
危険と分類される場合……安全性データシート(SDS)  
PBT物質、vPvB物質……登録番号、認可に関する情報(付与又は拒否など)、制限の詳細、リスク管理対策に必要な情報

## ⑥ 成形品(アーティクル)に含まれる化学物質への対応

### <登録>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で、成形品からの放出が意図されている場合が対象(ただし、当該用途が登録済みなら登録不要)
- 行政庁に必要な情報(内容は①登録と同じ)を提出

### <届出>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で、高懸念物質(SVHC)に該当し、成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合が対象(ただし、当該用途が登録済み、又は未登録であってもばく露の回避が可能なら届出は不要)
- 行政庁に以下の情報を提出
  - 会社の情報、物質の情報(用途、分類等)、トン数の範囲、成形品の使用目的・用途等

### <サプライチェーンにおける情報伝達>

- 高懸念物質(SVHC)が成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合には、成形品の供給者は、川下使用者に対し、当該成形品を安全に使用できる情報を伝達する義務あり

REACHに関する詳細情報は、以下のウェブサイトを御覧ください。

- ❖ 欧州化学物質庁 [http://ec.europa.eu/echa/reach\\_en.html](http://ec.europa.eu/echa/reach_en.html)
- ❖ 欧州委員会環境総局 [http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach\\_intro.htm](http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach_intro.htm)
- ❖ 欧州化学物質局 <http://ecb.jrc.it/reach/>